

## 国際観光ホテル整備法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 登録ホテル・旅館の登録事項変更届出、承継届出、経営の委任等の届出、法人の解散届出、営業廃止届出、登録抹消申請
- 手続根拠 : 国際観光ホテル整備法第7条、第14条、第15条、第17条、第18条第2項
- 手続対象者 : 登録ホテル・旅館事業者
- 提出時期 : の各事項が発生してから30日以内
- 提出方法 : 各届出書・申請書を作成し、登録実施機関へ提出して下さい。
- 手数料 : 承継届出 34,600円(社団法人日本観光協会)
- 添付書類/部数 : 登録申請時の添付書類に準じる(変更に係る書類)/各2部
- 申請書様式 : の各届出書・申請書
- 記載要領・記載例 : 登録実施機関へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

平成17年5月1日現在、登録実施機関として社団法人日本観光協会が登録されております。

提出先 : 社団法人日本観光協会

国際観光ホテル整備センター	03 - 3276 - 2316
北海道支部	011 - 717 - 3301
東北支部	022 - 211 - 9138
関東支部	03 - 3276 - 2315
中部支部	052 - 541 - 1241
関西支部	06 - 6348 - 9800
中国支部	082 - 222 - 6625
四国支部	087 - 833 - 0177
九州支部	092 - 726 - 5001

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 社団法人日本観光協会 国際観光ホテル整備センター

### 3. 手続情報

審査基準 : 国際観光ホテル整備法第6条